

〔ザバススポーツクラブ デルタ スクール会則〕

第1条(名称)

本スクールは「ザバススポーツクラブデルタ」(以下「本スクール」といいます)と称します。

第2条(所在地)

本スクールの所在地は、大阪府高槻市朝日町1-5とします。

第3条(運営管理会社)

本スクールの運営管理は、株式会社明治スポーツプラザ(以下「会社」といいます)が行います。

第4条(目的)

本スクールは、スポーツ・フィットネスを通じて健康の維持・増進と会員相互の親睦をはかることを目的とします。

第5条(入会契約締結及び手続き)

本スクールは会員制とし、入会に際しては以下の手続きをとるものとします。

- (1)本スクールに入会しようとする方は、本会則及び細則等の諸契約を会社と締結しなければなりません。
- (2)会社は(1)に際して、本会則及び細則等の契約書を交付するものとします。
- (3)本スクールの会員種類、利用条件は、別表に定めるものとします。
- (4)本スクールに入会しようとする方は、所定の申込手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金及び会費等を会社に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

第6条(会員資格)

本スクールの会員資格は以下の通りとします。

なお、本スクールは、その自由な裁量により、入会申込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。

- (1)本スクールの主旨に賛同し、本会則及び細則等の諸規則を遵守できる方。
- (2)健康状態に異状がなく、医師等に運動を禁じられておらず、本スクールの諸施設の利用に耐えうると認められた方。
- (3)刺青等をしていない方。
- (4)暴力団関係者でない方。

第7条(会員証)

会社は会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。(成人クラス)

- (1)会員は、本スクール施設を利用するときは会員証を提出しなければなりません。
- (2)会員証は記名された本人のみが使用し、他人に譲渡・貸与できません。
- (3)会員は会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を会社に返還しなければなりません。

第8条(譲渡及び名義変更)

会員は如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡したり名義変更することはできません。

第9条(入会金)

1. 会員は各スクールに定められる入会金を支払うものとします。ただし、入会金の金額はキャンペーン等により変動することがあります。
2. 入会金は退会時まで有効です。

第10条(会費)

会員は細則に定める会費を施設利用の有無にかかわらず、所定の方法により支払うものとします。

第11条(会費等の変更)

1. 会社は、入会金、会費または利用料が社会・経済情勢等の変動により不相当なものになったと判断した場合、これを変更することができるものとします。
2. この場合、会社は2ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第12条(休会)

1. 会員は、各月の16日(16日が休館日の場合翌営業日)までに本クラブに所定の球界届けを提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、16日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
2. 一回の届け出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会最終月の16日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出する事により延長が可能です。(最長、一回につき連続1年間まで)

第13条(ビジター)

会社は、会員の妨げにならない範囲で、会員以外の方(以下「ビジター」といいます)に施設を利用させることがあります。

第14条(免責)

1. 会員または会員が同伴したビジターに本スクールの利用の際に発生した人的・物的事故については、会社は責任を負いません。ただし、会社に過失がある場合には、会社は一定の補償をするものとします。
2. 会員または会員が同伴したビジターに、本スクールの利用に際して発生した盗難、紛失、駐車場内での人身、車両事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。

第15条(損害賠償責任)

1. 会員は本スクールを利用中、自己の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合には、その賠償責任を負うものとします。
2. 会員は自らが同伴したビジターが、会社または第三者に損害を与えた場合には、連帯して損害賠償を負うものとします。

第16条(退会)

1. 会員が本契約を解除しようとするときには、退会希望月の16日までに所定の書面にて退会届を提出するものとします。
2. 会員は退会月までの会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします。
3. 会員は入会時に本契約に基づく諸契約を会社と締結し、別途定める利用開始月から7日を経過するまでは、無条件で書面により会員契約を解除することができます。この場合、会社は受領した入会金及び会費全額を速やかに返還しなければなりません。ただし、入会手続きに要した費用については、この限りではありません。

第17条(会社の契約解除)

1. 会社はやむを得ざる事情により会員との契約を解除する場合には、書面にて会員に契約解除を通知するものとします。その際会員は損害賠償等の異議申し立てはできないものとします。
2. 会社は、会員との契約を解除したときは、会員資格期限未了の会員に対して、以下の区分にしたがって解約金を支払うものとします。
 - (1) 入会から3ヶ月未満の場合は、入会時入会金の80%を支払います。
 - (2) 入会から3ヶ月以上6ヶ月未満の場合は、入会時入会金の50%を支払います。
 - (3) 入会から6ヶ月以上12ヶ月未満の場合は、入会時入会金の30%を支払います。
 - (4) 入会から12ヶ月以上の場合は、解約金は支払いません。
3. 会費の返還は無利息とします。

第18条(営業時間等の変更)

1. 会社は、諸般の事情により営業時間・休業日等を変更する場合があります。
2. 会社は、以下の理由により、施設の全部または一部を臨時に休業または使用制限することがあります。
 - (1) 天災、地変等やむを得ない理由により本スクールを開館できないとき。
 - (2) 施設の補修または改修するとき。
3. 会社は、1及び2(2)の場合、2週間前までに会員に日時、内容等を告知するものとします。
4. 会社が2(1)(2)の理由により本スクールを長期休業した場合は、会費は以下の通りとします。
 - (1) 月間20営業日以上休業した場合は、月会費はいただきません。
 - (2) 月間10営業日以上19営業日以内休業した場合は、月会費の50%をいただきます。
 - (3) 月間10営業日未満休業した場合は、所定の月会費をいただきます。

第19条(変更届)

会員は、住所、連絡先その他入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の書面にて本スクールに届け出るものとします。

第20条(利用制限)

以下の各号に該当する方の施設利用は、これを禁止します。

1. 刺青のある方、暴力団関係者。
2. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
3. 医師により運動を禁じられている方、妊娠中の方。
4. 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
5. 他の施設利用者に迷惑をかけるなど、会社が不相当と認めた方。

第21条(会員資格の喪失)

会員は、以下の各号の1つに該当した場合、会員資格を喪失し、翌月以降の会費は免除されるものとします。

1. 死亡
2. 除名
3. 法人の解散、または法人が破産・和議申し立てを行ったとき。

第22条(除名)

会員ならびに会員が同伴したビジターにおいて、以下の各号のいずれかに該当する行為があった場合、会社は会員資格を一時停止または除名することができるものとします。

1. 本会則、細則その他会社が定める諸規則に違反したとき。
2. 会員が入会に際し虚偽の申告を行ったとき、または入会資格に抵触したとき。
3. 本スクールの名誉を毀損したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があるなど、会社が不相当と認めたとき。
4. 会費、その他の諸支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき。
5. 故意に本スクールの施設、設備を破損したとき。
6. 本スクール内において、会社の許可を得ずに商行為や、政治活動、宗教活動を行ったとき。
7. その他会社が除名を相当と認めたとき。なお、会員を除名する場合は会社は書面でその旨を通知し、通知日に自動的に会員資格を喪失するものとします。この場合の会費等についての取扱は第17条を適用しないものとします。

第23条(諸規則の遵守義務)

会員及び会社は、本会則及びその他の諸規定を遵守するものとします。

第24条(細則等)

本会則に定めない事項ならびに運営上必要な事項については、別に細則その他の規則に定めます。

第25条(改定)

本会則の改定及び変更は本スクールにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本スクールが本会則の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内へ掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第26条(発効)

本会則は2021年1月1日より発効します。

〔ザバススポーツクラブ デルタ スクール細則〕

第1条(入会資格)

本スクールに入会できる方は、各スクールに定められた条件に該当するもので、本スクールの決まりに賛同した方とする。

第2条(会費の支払い)

1. 月会費は前納制とし、翌月分を当月28日に支払うものとします。
2. 支払い方法は、銀行預金口座自動振替によるものとします。

第3条(諸手続き)

1. 退会を希望される方は、退会希望月の当月16日までに所定の書面にて退会届を提出するものとします。
2. 会費等料金に関わる変更は変更希望月の前月16日までに所定の書面にて変更届を提出するものとします。
3. 休会を希望される方は、休会希望月の前月16日までに所定の書面にて休会届を提出するものとします。
4. 上記の手続きは電話ではお受けできません。

第4条(休館日)

1. 毎週水曜日とします。
2. 年末年始、施設点検日、その他本スクールが指定した日を休館日とします。
3. 各スクールのスクール日は、各スクールカレンダーをご参照下さい。
4. 臨時休業及び休館日の変更などについては、その都度施設内に掲示するものとします。

第5条(紛失物・忘れ物)

1. 会員が本スクールの利用に際して生じた紛失については、本スクールは一切損害補償等の責を負いません。
2. 忘れ物については、本スクールが一定期間保管するなどの措置を講じた後、処分させていただきます。

第6条(改定)

会社は本細則を改定することができ、改定した場合その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第7条(発効)

本細則は2021年1月1日より発効します。

<2020年11月改訂>